

～「戸籍への氏名の振り仮名記載制度」開始に伴うご案内～

年金受給者の送金先口座名義変更について

戸籍法等の改正により、2025年5月から戸籍の記載事項に「氏名の振り仮名」が追加されることとなりました。これに伴い、DB年金への影響として考えられる事象および対応方法についてご案内します。

戸籍への氏名の振り仮名記載制度とは・・・

行政手続きのデジタル化の推進等を目的に、戸籍の記載事項に新たに氏名のフリガナが追加されることとなりました。
(詳細：法務省HP ([リンク](#)))

DB年金事務への影響

制度開始に伴い、従前使用していた振り仮名と異なる振り仮名を行政機関に届出し、併せて金融機関の口座名義を変更するケースも想定されます。頻度は多くない想定ですが、考えられる影響として以下のものがあります。

No.	考えられる影響	対応方法	詳細
1	年金受給者から「送金先口座名義」の変更依頼がある	DBオンラインサービスの「受給権者のお手続き」にて送金先口座名義の変更手続きを実施	P2
2	送金指図の名義と口座名義とが不一致となり、年金の送金不能が発生する	送金不能発生時に企業年金ビジネスサービス社（以降、CPBS社）から団体あて連絡⇒団体から年金受給者へ連絡のうえ送金先口座情報を確認⇒DBオンラインサービスの「受給権者のお手続き」にて送金先口座名義の変更手続きを実施	P3

対応の流れについて次ページ以降で説明します。

年金受給者の送金先口座名義変更について

1. 年金受給者から「送金先口座名義」の変更依頼があったときの対応方法

金融機関の口座カナ名義を変更した年金受給者から、「年金が振り込まれる口座の名義を変更したい」と連絡がある可能性があります。下記のとおりお手続きください。

◆送金先口座名義の変更手続きの流れ（参照：オンライン操作マニュアル 第8章1）

- ①年金受給者から『年金受取人諸変更通知書兼年金証書再発行請求書』を団体さまあてご提出いただきます。※
- ②年金受給者から提出された書類を元に、団体さまにてDBオンラインサービスで変更手続きを行ってください。
（DBオンラインサービストップ画面→「受給権者のお手続き」→「受給権者諸変更届（登録届） 兼年金証書再交付請求書作成」→団体さまでの手続き工程終了後、CPBS社へ案件が移ります。）
- ③CPBS社での手続き完了後、DBオンラインサービスの掲示板に手続き完了連絡が掲載されます。

※年金開始時に年金証書と併せて受給者に送付されている『年金受給権者のしおり』に綴込みされている手続き帳票です。

◆手続きの留意事項

- ・年金受給者本人以外の口座は指定できません。
- ・送金先口座名義変更時は併せて「受取人氏名（フリガナ）」も変更ください。
（同じ手続き画面で同時に変更可能です。）
- ・次回年金支払予定日の18営業日前までに、団体さまでの手続き工程を終了ください。

年金受給者の送金先口座名義変更について

2.送金指図の名義と口座名義とが不一致となり、年金の送金不能が発生したときの対応

金融機関の口座カナ名義を変更した年金受給者が、DB年金の送金先口座の名義変更の届出を行わないまま年金支払日を迎えた場合、名義が不一致となることにより年金の送金ができない可能性があります。送金不能発生時は、下記のとおり対応ください。

◆年金の送金不能が発生したときの対応の流れ

- ①CPBS社から団体さまへ送金不能が発生した旨をご連絡します。
- ②団体さまから年金受給者へ連絡し、事象を説明のうえ、送金先口座の状況を確認いただきます。
- ③送金不能の原因が口座名義不一致であると分かった場合、前述の「送金先口座名義の変更手続き」（P2）を行ってください。
- ④変更手続きが完了し次第、住友生命にて送金不能となった年金の再送金を行います。

◆手続きの留意事項

- ・送金不能の原因は必ずしも口座名義の不一致であるとは限りません。登録情報と年金受給者の現在の口座状況を照らし合わせてご確認ください。

年金受給者の送金先口座名義変更について

◆ <ご参考> 現在の年金情報（登録名義等）の確認方法

年金受給者の現在の登録名義等の情報については、DBオンラインサービストップ画面→「照会」→「受給権者基本項目照会」で出力される『受給権者基本項目照会回答票』にて確認できます。

受給権者基本項目照会回答票					作成年月日 令和 7年 6月30日	ページ 1 / 1
証券番号(団体番号)	事業主名			グループ区分		
XXXXXXXX-1-001	●●●● 株式会社			01		
受給権者番号	加入者であった方の氏名	性別	生年月日	入社年月日	加入年月日	給付計算基準年月日
XXXXXXX	スミモ タロウ 住友 太郎	男性	昭和35年 1月14日	昭和53年 4月 1日	昭和59年 3月 1日	令和 2年 1月31日
資格喪失事由	加入者資格喪失年月日	繰下げ満了年月日	証書番号	給付種類		
定年	令和 2年 1月31日		XXXXXXXX-1-001-XXXXXXXX	老齢給付金		
<受取人情報>						
受取人区分	受給権者氏名				電話番号	
本人	スミモ タロウ 住友 太郎				XXX-XXXX-XXXX	
郵便番号	住所					
XXX-XXXX	●● 県 ●● 市 ●●●●					
<送金方法>						
送金方法	金融機関コード	金融機関名	支店コード	支店名	振替局No.	貯金局No.
銀行等口座振込	XXXX	XXXX	XXX	XXXX		
					普通（総合）	XXXXXXX
						口座名義人 スミモ タロウ
<現在年金>						
No	状況	保留表示	支給開始年月	保証終了予定年月	保証期間	支払期間
1	受給中		令和 7年 1月	令和16年12月	10年	10年
					一部一時金 選択済割合	支払サイクル 年間回数 最小月日
					0%	4回 1月20日
						年金満了年月日
						令和 7年 4月



ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

年金サービス室

0120-307081

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後5時
(土日、祝日、12/31～1/3を除く)

事務担当者さま向け情報提供サイト
「DB年金事務サポートNavi」
(↑リンクあり)を当社公式ホーム
ページに公開中！